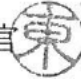


令和8年1月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 

令和7年(ワ)第13605号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年11月7日

判 決

5

原告 堀口英利  
同訴訟代理人弁護士 神原元

10

被告 水原清晃  
同訴訟代理人弁護士 松永成高

主 文

- 1 被告は、原告に対し、55万円及びこれに対する令和7年2月14日から  
支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを4分し、その3を原告の、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

15

事 実 及 び 理 由

第1 請求

20

被告は、原告に対し、220万円及びこれに対する令和7年2月14日から  
支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

25

本件は、原告が、個人ブログサイト「note」(以下「本件ブログ」という。)における被告の別紙投稿記事目録記載1の投稿(以下「本件投稿1」という。)及びソーシャルネットワーキングサービスX(以下「X」という。)における被告の別紙投稿記事目録記載2の投稿(以下「本件投稿2」といい、本件投稿1

と本件投稿2を合わせて「本件各投稿」という。)により、プライバシー、名誉権及び名誉感情を侵害されたと主張して、被告に対し、不法行為に基づいて、220万円及びこれに対する不法行為日(本件投稿2の投稿日)から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 前提事実等(以下の事実は、当事者間において争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる。)

(1) 被告は、本件ブログにおいて、「暇空茜」([https://note.com/hima\\_kuuhaku](https://note.com/hima_kuuhaku))というアカウント(以下「本件ブログアカウント」という。)で記事を投稿するとともに、Xにおいて、「暇空茜」(@himasoraakane)というアカウント(以下「本件Xアカウント」という。)で記事を投稿する者であり、本件ブログアカウントのフォロワー数は約2万3000人、本件Xアカウントのフォロワー数は約28万人である。

(甲1、2、弁論の全趣旨)

(2) 被告は、令和6年12月9日に、本件ブログアカウントを利用して、本件ブログに、原告に関する記事として、本件投稿記事目録記載1の記事を投稿した(本件投稿1)。

(甲3、弁論の全趣旨)

(3) 被告は、令和7年2月14日、本件Xアカウントを利用して、Xに、原告に関する記事として、本件投稿記事目録記載2の記事を投稿した(本件投稿2)。

(甲4、弁論の全趣旨)

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 権利侵害の有無(争点1)

ア 原告の主張

(ア) 本件各投稿は、原告が「導き親」という年上の女性(以下「本件女性」

という。)と肉体関係を有していた事実や本件女性が原告の子を妊娠・墮胎した事実を公表するものであるから、原告のプライバシーを侵害するものである。

5 (イ) また、本件各投稿は、いずれも、原告が、未成年の時代に本件女性と肉体関係を有していたことを奇貨として、本件女性を脅迫していたという事実を摘示するもので、本件各投稿の読者に、原告は性的に逸脱した不道德な人物で、かつ、性行為をもとに本件女性を脅迫する卑劣な犯罪者であるとの印象を与えるものでもあるから、原告の名誉権や名誉感情を侵害するものでもある。

10 (ウ) したがって、被告が本件各投稿をしたことは、原告のプライバシー、名誉権及び名誉感情を違法に侵害するものとして、原告に対する不法行為となる。

#### イ 被告らの主張

15 本件各投稿は、いずれも、意見論評として、被告の推論を表明するものにすぎず、事実を摘示・公表するものではないから、原告のプライバシー、名誉権及び名誉感情を侵害するものとはいえない。

### (2) 損害額 (争点2)

#### ア 原告の主張

##### (ア) 慰謝料 200万円

20 原告は、本件各投稿により、多数の読者に対して、原告は性的に逸脱した不道德な人物で、かつ性行為をもとに本件女性を脅迫する卑劣な犯罪者であるという印象を与えるなどしたものであり、その精神的苦痛を金銭的に評価した場合には、200万円を下らないというべきである。

##### (イ) 弁護士費用相当額 20万円

25 本件の弁護士費用相当額は、前記慰謝料額の1割である20万円とするのが相当である。

イ 被告らの主張

知らないし争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1（権利侵害の有無）について

5 (1) 本件各投稿は事実を摘示・公表するものに当たるか。

ア 被告は、本件各投稿について、いずれも、意見論評として、被告の推論を表明するものにすぎず、事実を摘示・公表するものではない旨主張する。

イ そこで検討するに、投稿記事中の名誉毀損等の成否が問題となっている部分において表現に推論の形式が採られている場合であっても、当該記事  
10 を閲覧する一般の読者の普通の注意と読み方を基準としつつ、当該部分の前後の文脈や当該記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等も考慮して、当該部分を解釈した場合、当該部分が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を前記推論の結果として主張するものと理解されるときには、当該部分は事実を摘示するものと見るのが相当である（最高裁平成6年（オ）第978号平成9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁、最高裁平成6年（オ）第1084号平成10年1月30日第二小法廷判決・集民187巻1頁参照）。

ウ そうすると、本件各投稿は、本件各投稿を閲覧する一般の読者の普通の  
20 注意と読み方を基準としつつ、本件各投稿の文言や前後の文脈などを考慮して解釈すると、被告が、推論の結果として、①原告が未成年の時代に本件女性と肉体関係を有していたこと、②本件女性が原告の子を妊娠・墮胎したこと及び③原告が本件女性と肉体関係を有していたことを奇貨として本件女性を脅迫していたことを主張するものと理解されるところ、前記①  
25 ないし③は、証拠等をもってその存否を決することが可能な原告に関する特定の事項であると認められる。したがって、本件各投稿は、前記①ない

し③の事実を公表・摘示するものと見るのが相当である。

- (2) 本件各投稿は原告のプライバシーを違法に侵害するものに当たるか。

5 本件各投稿は、前記(1)のとおり、①原告が未成年の時代に本件女性と肉体  
関係を有していた事実及び②本件女性が原告の子を妊娠・墮胎した事実を公  
表するものであるところ、この①及び②の事実は、真実ではないものの（弁  
論の全趣旨）、原告の私生活上の事実らしく受け取られるものである上、周知  
のものではなく、他人に知られることによって原告の私生活上の平穩を害し  
かねない事実である。しかも、本件各投稿は、多数のフォロワーを抱える被  
告が、インターネット上に、誰でも閲覧可能な形で投稿したものである上（甲  
10 3、4、弁論の全趣旨）、被告には、これらの事実を公表する具体的な必要性  
が認められない（弁論の全趣旨）。そうすると、本件各投稿は、原告のプ  
ライ  
バシーを違法に侵害するものという他ない。

- (3) 本件各投稿は原告の名誉権及び名誉感情を違法に侵害するものに当たるか。

15 本件各投稿は、前記(1)のとおり、いずれも、③原告が未成年の時代に本件  
女性と肉体関係を有していたことを奇貨として本件女性を脅迫していたとい  
う事実を摘示するものであり、本件各投稿の読者に、原告は本件女性を脅迫  
する犯罪者であるとの悪印象を与えて、原告の社会的評価を低下させるもの  
であるから、原告の名誉権を違法に侵害するものといえる。これに加えて、  
これらの事実が真実ではないこと（弁論の全趣旨）、本件各投稿が多数のフォ  
20 ロワーを抱える被告によってインターネット上に誰でも閲覧可能な形で投稿  
されたものであること（前記(2)）及び被告にこの事実を摘示する具体的な必  
要性が認められないこと（弁論論の全趣旨）なども考慮すると、本件各投稿  
は、原告の名誉感情を違法に侵害するものでもあると解さざるを得ない。

- (4) 小括

25 以上からすると、被告が本件各投稿をしたことは、原告のプライバシー、  
名誉権及び名誉感情を違法に侵害する行為であるという他ないから、原告に

対する不法行為となるというべきである。

## 2 争点2（損害額）について

本件各投稿によって原告に生じた損害額は、以下の(1)及び(2)のとおり、合計で55万円とするのが相当である。

### (1) 慰謝料額

本件各投稿は、①周知のものでも真実でもない原告の性的な事実を公表するものであり、原告の私生活上の平穩を大きく害しかねないものであるだけでなく（前記1(2)）、②真実ではない脅迫の事実を摘示することにより、本件各投稿の読者に対して、原告が本件女性を脅迫する犯罪者であるという強い悪印象を与えるものである（前記1(3)）。これらに加え、本件各投稿は、③多数のフォロワーを抱える被告がインターネット上に誰でも閲覧可能な形で投稿したものであり、実際に非常に多くの人々に閲覧されていること（甲4、5）なども考慮すると、原告が本件各投稿によって受けた精神的苦痛は相応に大きいものがあるというべきであるから、本件各投稿による慰謝料の金額は、50万円をもって相当と認められる。

### (2) 弁護士費用相当額

原告は、本件訴訟の追行を原告訴訟代理人弁護士に委任しているところ、本件事案の難易や、前記の慰謝料額等に照らすと、被告が本件投稿をしたことと相当因果関係のある弁護士費用相当額は5万円をもって相当と認める。

## 3 まとめ

以上からすると、原告は、被告に対し、不法行為に基づいて、55万円及びこれに対する令和7年2月14日（本件投稿2の投稿日）から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金を請求することができる。

## 第4 結論

よって、原告の請求については、その一部について理由があることから、その一部を認容し、その余を棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第35部

裁判官

桐谷 康

5

7



投稿記事目録

1 おそらくだが真如苑に勧誘した堀口の「導き親」と肉体関係にあり、2017年に「導き親」は堀口の子を妊娠したが墮胎した。堀口はそれを奇貨として、「導き親」をゆすっていたのではないかと思われる。

2 堀口永利くんのことを知らない人にどう伝えればいいのか、、、

堀口英利という僕の人生で見てきた中で、最も邪悪でかわいそうな人がいました。おそらくもう殺されました。

殺された理由は彼がカルト宗教真如苑の信者で、堀口くんの導き親（現在50代の女性と思われます）と堀口くんが中学生の頃からセックスをしまくってた件で、これをバラされたくなければ東大大学院に入れろと脅迫していたせいだと思われます。

（真如苑では擬似親子関係を信者同士で結びます。その擬似家族のトップをスジ親、直接の親に当たる信者を導き親と言います）

堀口くんは10/31に殺されたと思われます。おそらくですが、底沢橋という橋で見つかった、財布もスマホも持たず、秋の寒い日なのにTシャツ姿で見つかった、シークレットシューズを履いていた死体が彼です。

堀口くんが殺されたと思われる11/1より後も、組織的に彼の殺害を隠蔽するため、偽造した書類や、ボイスチェンジャーで彼になりすました何者かなどが出てきていました。彼は生きていることにされ、ウェブカメラを使ってなりすました何者かが彼の代わりに裁判すらしているようです。

本日、「堀口くん本人が裁判所に出頭しないと刑事罰が確定する日」に、彼は出頭しませんでした。警察の捜査も始まりました。

真相が明らかになることを願います。

以上



これは正本である。

令和8年1月9日

東京地方裁判所民事第35部

裁判所書記官 東 敏 美

